

資料No.	ページ	質問内容	回答
1	29	「本市の一般介護予防事業の概要」の表中、介護予防普及啓発事業－フレイル予防事業の事業内容について、「…フレイルチェックを実施しや…」を修正。	別紙、修正箇所一覧表参照
1	30	(1)一般介護予防の充実」は「(1)一般介護予防(事業)の充実」ではないか。	別紙、修正箇所一覧表参照
1	30	(1)一般介護予防の充実－①介護予防把握事業の「各教室で活用している」を「各介護予防教室で活用している」に変更した方がよいのではないか。	別紙、修正箇所一覧表参照
1	30	(1)一般介護予防の充実－②介護予防普及啓発事業において、「リハビリテーション専門職の関与をさらに強化しつつ」とあるが、具体的には各種予防教室への関与強化ということでしょうか。その他にもどのような強化があるのか教えてください。	現在、介護予防普及啓発事業において、出前講座を行っており、いきいきサロン等の通いの場の講師としてリハビリテーション専門職の方にご協力いただいております。コロナ禍の活動自粛から少しずつ復活してきている状況下において、リハビリテーション専門職による介護予防・重度化防止に関する指導の重要性を丁寧に説明することで、より多くの通いの場において、リハビリテーション専門職の関与を促進したいと考えております。 また、その他の強化についてですが、「⑤地域リハビリテーション活動支援事業」の項目にはなっていますが、個別地域ケア会議やサービス担当者会議に参加している専門職向けに、リハビリテーション専門職による研修会を開催するなど、会議での議論がより、高齢者の自立支援に繋がるような取り組みについて検討しております。 また同様に、通所等の事業所に対しましても、リハビリテーション専門職に、日常生活に支障のある生活行為を改善するための効果的な運動プログラムの提案等について研修していただくなど、介護サービスの利用が、より高齢者の自立支援に繋がるような取り組みを検討しております。
1	30	(1)一般介護予防の充実－③地域介護予防活動支援事業について、高齢者の特性を踏まえた通いの場の計画や参加しなくなる通いの場のあり方を検討したり、住民主体の介護予防活動を育成・支援できるような事業を市が検討するのが先ではないでしょうか。地区によって活動、取組の大きな差が出ないようにするための工夫・取組はありますか。	地域介護予防活動支援事業とは、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における高齢者の自発的な介護予防活動の推進及び交流機会の充実を図ることを目的としております。 地域ごとのニーズを的確にとらえ、高齢者が身近な場所で気軽に集える居場所づくりを推進するためには、住民主体の取り組みは必要不可欠であるとしておりますことから、現在、住民主体の介護予防活動の担い手を育成する研修会の開催や、活動費の助成制度について検討しているところです。 また、住民主体での取組となりますと、どうしても地域ごとの差が出てくることとなります。事業開始にあたりましては、広く周知・広報することはもとより、先進地域での好事例について、積極的に情報提供を行っていきたくと考えておりますが、住民主体の介護予防活動が行われない地域にお住いの高齢者につきましては、市が直接実施する介護予防教室への参加を促すなど、その対応について検討していきます。
1	39	前回に引き続き、訪問型サービスB及び訪問型サービスDについてですが、今後、事業の実施については検討していくとのことでしたが、仮に来年度からの実施が不可能な場合は、今回の計画の中に実施予定(介護予防・生活支援サービス事業の概要への記載)が無い場合でも、途中年度(7年度、8年度)からの実施は可能なのでしょうか。	総合事業の拡充につきましては、介護予防ケアマネジメントとの兼ね合いもありますことから、介護予防ケアマネジメントが不要な一般介護予防事業に重心を置いて、事業の検討を行っておりますが、P.40に「〇地域のニーズに適合した多様な主体によるサービスを、幅広く総合事業の対象とするよう拡充を図っていきます。」と記載しておりますとおり、本計画において「訪問型サービスB及び訪問型サービスD」の取組を否定しておりませんことから、介護予防ケアマネジメントを担当する包括や居宅との調整及び予算措置は必要となりますが、中途年度からの実施は可能です。
1	58	(1)地域包括支援センターの機能強化－①介護予防ケアマネジメント業務(第1号介護予防支援事業)について、「令和6年度より要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、新たに(ケアマネ事業所)が市からの指定を受けて実施できることとなります。」とあるが、ケアマネ事業所が昨年度、いくつか閉鎖された現状を身近に感じたのですが、新たな負担となったりはしないのでしょうか。	今回の法改正については、今後、地域包括支援センターにおいて、地域住民の多様化したニーズへの対応や認知症高齢者やその家族への対応により包括支援センターの業務が増大することが考えられるため、居宅介護支援事業所など地域における既存の社会資源を効果的に活用し、連携を図ることにより介護予防体制や総合相談支援業務など地域住民への支援をより適切に行うことが目的となっています。それにより、今まで地域包括支援センターが行っていた介護予防のケアプラン作成等について、居宅介護支援事業所でも出来るようになりますが、指定を受けるか否かについては、各居宅介護支援事業所の判断となると考えられます。指定を受けた居宅介護支援事業所の負担軽減については、包括支援センターも合わせて、事務の簡素化等ができないか等の検討の必要があると考えます。
1	62	(1)介護保険制度に関する情報提供、相談・苦情対応－①介護保険制度に関する情報提供について、親を介護している、介護保険制度については知る機会も少なく、どういう流れがあるのかわからない、その趣旨や利用方法などについて更なる普及がSNS等で行われるのは妥当なのでしょうか。職員の方から実際に話を聞く機会をつくっていただくことはできませんか。(8期の計画には入っていたのですが、実際、どのようなかたちで行われたのでしょうか。)	第8期計画期間中は、コロナ過もあり、市民の方を集めての介護保険制度の周知はなかなか難しい状況ではありましたが、次のとおり周知、啓発、出前講座や研修会等を行いました。 ・R3年度 頰田の介護予防教室にて、介護保険ミニ講座 ・R4年度毎月 頰田地区健幸講座にて、介護保険ミニ講座 ・R5年度毎月 筑穂地区健幸講座にて、介護保険ミニ講座 ・R3年度 頰田地区地域福祉ネットワーク委員会にて、介護保険の現状を説明 ・R3年度 飯塚医師会にて、介護予防日常生活支援総合事業についてと市が行う福祉政策について ・R4年度 飯塚医師会にて、飯塚市の介護給付適正化の取組から見えた現状と課題について ・R4年度 飯塚市民生委員児童委員協議会にて、「介護予防・日常生活支援総合事業」の説明 ・R4年度 飯塚市居宅介護支援事業者連絡協議会 穂波・筑穂圏域研修会にて、住宅改修・福祉用具購入の理由書及び介護給付等の適正化についての研修会 ・R5年度 飯塚市居宅介護支援事業者連絡協議会にて、住宅改修・福祉用具購入・貸与研修会及び介護給付等の適正化についての研修会 ・R3,4,5(予定)年度 飯塚市の介護保険の現状について市報に掲載 ・R3,4,5(予定)年度 介護給付費通知に適正化の内容のチラシを同封 ・65歳到達者へ介護保険被保険者証を送付する際、「介護保険 保険証利用のしおり」を同封 ・パンフレット「みんな笑顔で介護保険」を窓口にて随時配布 今後は、アフターコロナを考慮し、出前講座や研修会等で介護保険制度についての周知啓発を行っていく予定です。